

明治中期の広島県における「老農」について

—安芸郡海田市町三宅家を事例として—

勝 部 真 人

一 はじめに

老農とは言うまでもなく経験的知識によって農事に精通し技術の推進に努めたものであるが、いわゆる明治の三老農（船津伝次平・奈良専二・中村直三あるいは林遠里）から各地の「無数の無名の中小老農群」に至るまでさまざまな実態を含み、容易に一括しえない内容を持つと言えよう。しかし老農が明治政府・府県の「近代的」農政の未確立の時期にそれに照応して「固有経験農法の体現者」¹⁾ 農業技術の實際的な推進者として登場し、「老農時代」と言われる一時期を画したことは一般的に承認されている。²⁾ つまり明治政府の初期の（殖産興業政策の一環としての）農業政策は、日本の実情を無視した西洋農学³⁾ 近代農学、西洋農法⁴⁾ 大農法の直輸入政策であり、その失敗によって明治一四年前後から在来農法の見直しが始まるとともに老農が尊重されるようになるのである。その代表が福岡県農業を基礎に寒水浸種法・土田法を各地へ普及させようとした林遠里であった。しかしこの間駒場農学校出身の横井時敬や酒匂常明らが近代農学の日本的消化のために苦闘を重ねており、明治二〇年代半ば頃より林遠里の影響力が凋落する一方で近代農学が覇権を奪い返し「老農時代」に終止符を打つ

た、と言われている。

そこで広島県の場合についてみれば、この地方も林遠里の洗礼をうけたひとつであるが、昼田栄編『広島県農業発達史』（昭和三三年、以下『県・発達史』と略記）によれば明治二〇年当時広島県勸業課は酒匂常明による指導の通達よりも遠里農法の実施を優先させたという。しかし遠里農法は明治二二年を過ぎる頃より米作改良意欲の啓発を残して急速にその影響力を失ない、以後老農と農学者が「互いに混交活動する時代」を迎え、二〇年代後半には老農の活動も凋落し消化された輸入農学と融合統一して近代農法が確立する、と見通し的に述べられている。ただしこの点については実証されておらず、一般論からの類推にとどまっている根拠が残される。あるいは上田一雄・住田克己「広島県農業史」（昭和二九年、『日本農業発達史』第四巻所収、以下「県農業史」と略記）においても当時の広島県農業の概況が述べられ、そのなかで賀茂郡吉川村の竹内家や高田郡甲立町の日野家、あるいは本稿で扱う安芸郡海田市町の三宅家など大地主が「豪農技術」の推進者であったと紹介されている。ただしここでは日露戦後に農業危機が開始するとともに「豪農」が寄生化してゆき、同時に農業技術の担い手が官僚の手に移ると捉えられており、この点には問題が存す

る。また最近の「広島県史」近代Iでも県内の農業構造(地帯的構成)とともに農業技術の改良・発展について述べられており、豊田郡浦福田村の高井鉄四郎による米質改良の例など紹介されているが、老農あるいは老農時代についての歴史的な意義付けまでは触れられていない。

そこで本稿では安芸郡海田市町(現在海田町)の三宅惣次郎・亀太郎父子の農事活動を明らかにしてゆくことによつて、広島県における「老農」のあり方の一端を示しその意義を考えてみたい。とくに広島県において近代農学が体制的に導入されたと思われる広島県農会(各郡農会・各町村農会といういわゆる系統農会の成立(明治二六〜七年を起点とする))と「老農」の活動とがどのような関係にあつたか考えてみたい。しかし系統農会の成立、広島県当局による「近代的」農政の確立という勸農体制そのものについての考察は、本来なら本稿で果たすべきであるが紙数上の制約もあり、本稿ではその考察のための糸口を見出すにとどめ後日発表の機会を持ちたい。さらに今までしばしば問題になってきた「老農」輩出の階層・基盤についての問題や、あるいは技術推進の地主制下の農村における意味なども重要な問題であるが、近日発表の機会を持ちたいと考える。

二 三宅家の農事活動について

三宅惣次郎は明治二十九年一月二六日付「芸備日日新聞」(以下「芸日」と略記)紙上において「海田市の老農」として紹介された。

海田市の老農 安芸郡海田市町の三宅宗次郎は今年六十五歳の老農にして、家は町内屈指の財産家なれども、常に能く勤儉を守り節約

を主として華奢贅沢を非常に忌み嫌ひ、特に其身型(くわくしやく)として壯者も尚ほ及ばざる程なるより、平素自身先に立て田野に出で子弟蕃族と共に耕作を是れ事とし、最も熱心なる農事の改良者なるを以て、曩に同地に於て農事科講習所を開講したる際の如きは、四十余歳の長男より二男三男を率て都合四人入所し衆に勝れて熱心に聴講し首尾能く修業証書を得たる如きは、実に他に見るべからざるのことにして、農耕を業とするものゝ好模範たりといふべし、因に同老人は、農事改良の事に関して近郡より招聘を受くるあれば、更に其労を辞せず喜んで出張し、実地に経験に或は聞くところ見るところを指教して、唯だ及ばざらんことを恐るゝ篤志家なりといふ

三宅家は近世中期の宝暦(明和期(一七五〇〜六〇年代))に所持高五七石であったが、寛政(一七九九)段階には三三石と急速に上昇している。一九世紀にはいってからはさらに所持高を増加させたと思われ、明治二〇年代には耕地だけで二八町歩、全所有地地価一万八〇〇円強の、町内はもちろん郡内でも屈指の大地主となっている。同家は代々当主が惣次郎、嫡男が亀太郎を名乗っており、明治二〇年代当時は当主惣次郎、長男亀太郎とともに農事篤志家として認められていたようである。明治二四年の同家「所得金高届」によれば田畑三町歩程度の手作経営を行っており、他に三反一畝歩で葡萄作を、二反五畝歩で桑を作っているのが確認される。葡萄も桑もその前後の時期については確認できないが、とくに葡萄は試験的に栽培したとも考えられる。

なお、安芸郡海田市町は新開地が大半であり、近世に「土地台砂交リニ而種作・麦作等出来立不宜方ニ被相考申候、専綿作ニ向さ中候土地台ニ御座候」と言われたように綿作が非常に盛んであった。しかし

一般的な例にもれずこの地においても開港後の綿花流入に押され、とくに明治二〇年代において急速に綿作が凋落していったものと思われる。

それでは惣次郎・亀太郎父子の農事活動を表一をもとに見てゆきたい。表中の活動内容は(1)農事試験・試作活動、(2)勸業諸機関での活動、(3)農事視察活動、(4)農事講話活動、(5)勸業博覧会等への出品活動と大別できるだろう。順に検討してゆきたい。

(1) 農事試験・試作活動(表中番号 1・4・5・7・8・11・21・25・27・28・30・33) 表中の活動時期の半ばに、明治二七年一月の広島県農会の発足、同二八年四月に海田市町、安芸郡のそれぞれ農会の発足を見ており、そのことが試験・試作活動にも影響を与えている。

農会成立以前においては、大麦や裸麦、綿などの試作を依頼されているが、具体的な内容まで知りえないものの生育・収穫・品質などの状況を従来・経験から判断する程度のものであったと思われる。例えば、依頼によって行われたものかどうかかわからないが、燐酸とメ粕の肥料効用の比較試験(7)の場合籾の収量のみと比較におわり、早稲(品種—小四七)・中稲(備中)・晩稲(神力)の比較試験(8)においても施肥量、挿秧時の株数・苗本数などがまちまちであり、系統性・客観性を欠いていたと言えるだろう。

しかし安芸郡農会が発足すると同農会の委託をうけて米・麦作などの試験を行っているが、次節で詳細に検討するように右の状況に比すれば系統性・客観性を十分に備えていると言いうことができる。ただそれも試験方法についての広島県農会の指示があつて(後述) はじめて可能であつただろう。

農会成立以前の状況について一つ指摘しておきたいのは、例えば農

商務省配付の大麦「ゴールドンメロン」種の試作(4)にしても愛媛県の村上忠次郎選出の裸麦試作(5)にしても、安芸郡書記粟谷元吉(のち第二課長兼任)や安芸郡役所第二課を通して三宅亀太郎へ依頼がなされているように、安芸郡役所と三宅家との関係は通り一遍のもではなかつただろうことである。これは農事試験・試作の依頼にとどまらず、以下に検討するように活動全般においても指摘しうることである。三宅家が郡内でトップクラスの大地主であること、その地域において「老農」・農事篤志家として高名であつただろうことからすれば、安芸郡役所との関係もあるいは当然とも言えよう。そういう意味では三宅父子の活動の基盤は郡レベルであつたと言えるだろうし、逆にそうした関係が当時の安芸郡役所なりの勸農のあり方の一端を示唆しているとも考えられるのである。

また農会成立後の明治二九〜三〇年頃、農商務省農事試験場山陽(広島)支場からの委託で「アーレン」「アップラント」など外国産陸地綿の試作を行つており(25・28・33)、明治二九年八月一日付『芸日』紙上では山陽支場よりも好成绩をあげることが伝えられたりしている。しかし綿花輸入関税の撤廃も加わつて綿作の凋落が決定的となるこの時期に、農事試験場が三宅など「老農」を動員してまで外国綿の試験栽培に努めていた点は注目される。

(2) 勸業諸機関での活動(3・14・15・17・19・32) 早や明治一五年三月に安芸郡役所で農談会(勸業会話)が開かれ、各町村農談会規則・種子交換・試験田設置などが討議されており、県下におけるこうした会合の嚆矢であると言われている。この会合で三宅亀太郎は品種改良・適作品種摘出などの農事試験や技術指導を委嘱されているが(1)、そういう点から考えるならばこのような農談会において三宅家

表1 三宅惣次郎・亀太郎父子の農事活動

(惣) = 惣次郎, (亀) = 亀太郎

番号	年月日	活 動 事 項	出典	年月日	参 考 事 項	出典
(1)	明治 15. 3	(亀) 安芸郡勧業会議において農事試験を委嘱さる。◎ (惣) 広島商工会主催「芸備米麦外九品共進会」において1等賞を受賞。①	◎印 出典	明治 9. 9.	広島県農事試験場を広島市大須賀村に開設(6反歩余)。 種苗の試験・分ちを行う。② 郡区役所に勧業掛を設置。(のち勧業世話掛→勧業委員)③	
(2)	18.			11. 1		
(3)	21. 2. 18	(亀) 安芸郡巡回教師助手となる。③		2	農事通信開始。④	
(4)	23. 9	(ク) 農商務省農務局配付の大麦「エルゼンマロン」試作を安芸郡書記より依頼さる。④		12. 11	広島市尾長村に県の農事講習所を開設。(15年2月に農学校に改称)⑤	
(5)	12. 1	(ク) 愛媛県越智郡桜井村村上忠次郎選出の裸麦試作を(安芸郡役所カ) 第二課より依頼さる。④		19.	農学校廃止、農事試験場閉鎖。⑥ 林達里を招聘。安芸・深津・芦田郡において改良米作法を講話。⑦	
(6)	24. 10. 19	(ク) 広島県内務部第二課より、福岡県全教郡足立村白石茂一郎の農事視察につき「委細指示」を依頼さる。④		12	12月16・17日に海田市某寺にて口授。⑧ 広島県における改良米作法試験発表。(達里門第20~22年の間に延33人米県)⑨	
(7)	24.	燐肥肥料・メ粕肥料の比較試験実施④			cf. 明治20年一試験人 202人 面積24.1町 " 21年— " 5,401人 623町	
(8)	25. 1. 20	早・中・晩稲比較試験結果の報告④				
(9)	2. 12	(惣) 米国シカゴにおけるコロンブス世界博覧会への出品願を鍋島知事に提出。④ (結果不明)		21. 2. 5	安芸郡では改良米作法の従事希望者1,000余名被写。同郡役所巡回教師5名に増員、海田市・熊野・莊山田・瀬戸島・倉橋島に模範田を設置。⑩	
(10)	4. 15	(惣・亀) 8日に奥海田村小学校において農談会開催。広島尋常中学校教師・農学士吉田彦弘の講話、三宅父子による実験上の談話などあり。⑩		2. 20	安芸郡農事巡回教師助手心得を制定。⑪	
(11)	4. 16	(亀) 福岡県上妻郡忠見村熊谷甚太郎の手による井延綿種子(原産国不明) 試作を益田堅雄より依頼さる。④		12. 20	安芸郡有志者により海田市において共進会を開催。改良米作法・牛馬掛の優秀などの比較を行う。⑫	
(12)	8. 26	(ク) 茄子種子貯蔵法を『芸日』紙上に公表。③				

(13)	9. 5	(カ)農事視察につき安芸郡役所より各府県都市役所宛保 護依頼状発行。㉔	24. 8	鍋島知事、都市長招集のうえ「産米改良の趣旨」「産米 改良の指針」を指示。㉕
(14)	26. 2. 22	(カ)所産協会設立につき安芸郡長に奨励願を提出。㉖	25. 1. 4	「芸備米改良組合規則」發布。(日清戦争により設立は 実現せず)㉗
(15)	27. 4. 13	(カ)海岡文三郎と共に貴賓広習所を海田市に設立。㉘	4. 15	8日に奥海田村小學校において農談会開催。㉙
(16)	7. 7	(物)第4回内回勸業博覧会への出品願を鍋島知事宛提 出。同月26日付で許可。㉚	27. 1	宮田亮蔵(県議員)・山根藩(県属)らにより「私立広 島県農会」宣言。広島県農会の発足。㉛
(17)	7.	(他)広島県農会、農芸委員となる。㉜	5. 13	福岡県全教郡篤農家白石茂一郎米県。8郡において巡回 講話を実施。安芸郡海田市町他5カ村において米麦野菜 栽培法・害虫駆除予防法など講話。㉝
(18)	12. 14	(カ)農科大学より実科4種類の蒐集につき協力の依頼を 受ける。㉞	28. 3. 26	県の依託農事試験場3カ所に設置。㉟
(19)	28. 3. 14	(カ)安芸郡農会幹事の当選通知。翌々16日付で「家事上 禁劇」の理由により辞退。㊱	4. 1	海田市町農会発足。㊲
(20)	28. 7. 23	(物)勸業博覧会出品の実績で受賞。㊳	4. 16	安芸郡農会発足。㊴
(21)	9. 7	(カ)安芸郡農会の試験委員を嘱託さる。三宅家所有地内 に試作地設地。㊵	29. 1. 9	11日より県農会による短期農事講習所を海田市にて開 講。㊶
(22)	12. 26	(カ)在山田村農談会にて講話。野菜作を御奨。㊷	8. 11	農科大学助教授兼農事試験場技師田中節三郎による県下 綿作および蘭作の調査。陸地綿「フランク」試験栽培 は良成績。㊸
(23)	29. 1. 9	(物・他)県農会による農事講習所を海田市において開 講。父子共々入講する。㊹	32. 1. 20	安芸郡農会は米・麦作試験地2反歩を海田市に設置する こと、制業会の設置、有益種苗の町村農会への配付など を決議。㊺
(24)	4. 7	(他)安芸郡農談会において農事上の談話をするよう、郡 書記より依頼さる。㊻	33. 2. 13	県の農事試験場、農商務大臣より認可を得、広島県立農 事試験場と改称。㊼
(25)	5. 26	(物)農事試験場広島支場より陸地綿「フーレン」試験裁 培を依頼される。㊽		
(26)	6. 2	(カ)海田市春季農談会を5月30日同町明顕寺にて開催。 山口農会技師と共に談話をなす。㊾		

②7	8.19 (ク)麦作試験の成績を『芸日』紙上に公表。③	4.1 農会法施行。	
②8	11.18 (ク)農科大学助教兼農事試験場技師田中節三郎より陸地綿「フツソラント」栽培成績の報告を依頼さる。④	9.28 安芸郡農会、紫雲化種子を購入し町村農会へ配付。③	
②9	12.22 (ク)京都府何鹿郡農会の陸稲種子購入につき安芸郡書記より送付の依頼を受ける。	10.13 県農会より知事宛農学校設立を建議。⑤	
③0	30.1.8 (ク)米作試験の成績を公表。⑥	34.3.14 海田市実業青年会発会。③	
③1	1.29 (ク)安芸郡書記より、各町村への「フツソラント」種子配付を依頼さる。④	4.20 海田市農会臨時総会開会。短冊型苗代の実施・害虫駆除監督員の件など申し合わせ。③	
③2	2.7 (亀)安芸郡農会を海田市町明顕寺にて開催。幹事に選出される。⑥ 以後32年まで郡農会代表者の一人として、県農会議員を勤む。④	35.5 県立農事試験場、国泰寺村より佐伯郡已斐村に移転。(43年賀茂郡西条町へ)④	
③3	4.28 (惣)農事試験場山陽支場より陸地綿試験栽培を依託される。④		
③4	12.25 (ク)蔬菜作方研究のため京都府へ赴く。府庁第五課長の紹介により各郡村を巡回。③		
③5	32.10.25 (惣)農事改良の功勞に対し県知事より木杯一组を下賜せらる。④		

(出典)

- ① 三宅家「勸業書類」
- ② 『芸備日新聞』
- ③ 住田克己・上田一雄「広島県農業史」(『日本農業発達史』4所収)
- ④ 尾田栄福「広島県農業発達史」第1巻
- ⑤ 明治24年広島県『農事調査書』
- ⑥ 『広島県農会史』
- ⑦ 『広島県農会報』第53号(明治32年11月刊)
- ⑧ 広島県『勸業報告』第3回(『広島県史』近代1, 375頁参照)。

(注)

月日は文庫あるいは新聞掲載の月日であり、事項の月日とは必ずしも合致しない場合もある。

が重要な位置にあったと言えるだろう。そのことは、明治二六年二月に三宅亀太郎が元海田市町長浜岡文三郎らと共に安芸郡長に提出した「殖産協会」設立に対する援助嘆願(14)の文言からも窺える。つまり「拙者等発起ニヨリ曾テ安芸郡農談会組織致」していたが、「今般更ニ拡張之見込ヲ以テ」「物産ノ改良増進ヲ謀」り、「殖産上参考トナル可キ事項ヲ聚シテ報告書ヲ編纂」し、「種苗ノ交換ヲ媒介」し、「便宜ノ場所へ試験場ヲ設置」し、「春秋二回集談会ヲ開会」するための組織として「殖産協会」を設立したいと訴えているのである。

あるいはまた明治二十一年二月二〇日付「芸日」紙上で、林遠里の農法を検討するために安芸郡有志者が海田市町で共進会を開いたことが伝えられている(参考事項欄)。この時に三宅父子がどのような役割を果たしたかは明らかでないが、開催場所から考えても中心的な役割を果たしたと言えるのではなからうか。ついでながら言うならば、明治十九年林遠里が来県して以降二三年は安芸郡も遠里農法を積極的に受入れる姿勢を示している(例えば明治二二年初めの遠里農法Ⅱ改良米作法の従事希望者が一〇〇〇人を越えているなど)。こうした遠里農法の普及のためにおかれた安芸郡巡回教師・助手の一員として三宅亀太郎も活躍したようである(3)。また遠里自身海田市町に立寄り、恐らく三宅家のすぐ近くにある明顕寺で口授を行ったであろうから(参考事項欄)、三宅父子はほぼ間違いなく林遠里と直接接触したのもと思われる。このように林遠里が一世を風靡した時期に、郡内の有志者とともに三宅父子がその農法受入れに積極的に関与したと推測しても大過はないのではあるまいか。

明治二八年三月に安芸郡農会が発足するに際して、三宅亀太郎が幹事に選出された(19)のはそういう点からも当然のことであったと考え

られる。しかしこの時真相は判明しかねるが「家事上繁劇」を理由に辞退している。同三〇年二月再び幹事に選出されており、安芸郡農会代表者として広島県農会議員を二年間勤めている(32)。

(3) 農事視察活動(6・13・34) 林遠里の如き著名な者が各地から招聘されて農法伝授に赴くのは別にして、各地の農業を実地に見聞し相互に意見を交すなどの交流を行うのも各地の無名の「老農」の重要な側面であろう。三宅亀太郎は、そうした視察活動を円滑にする一助として、安芸郡役所から左のような保護依頼状の発行をうけていた(13)。

安芸郡海田市町 三宅亀太郎

右之者従来農業熱心ニシテ自ラ該業ニ従事シ則チ実業家ニ有之候、尚進テ農事ヲ研究致度素志ヨリ今般御部内へ罷越候間、可然御保護ヲ与ヘラレ候様致度、此度及御依頼候也

明治二十五年九月五日

広島県安芸郡役所 印

各府県郡役所御中

一方、三宅惣次郎も明治二〇年代後半から三〇年代初めにかけて疎菜の促成栽培研究のため各地に出向しているが、「芸日」紙上からも三〇年二月に京都へ赴いていることが知られる(34)。この時亀太郎の如き保護依頼状を持参していたかどうかは定かでないが、京都府庁第五課長の紹介によって各郡村を巡回していることからすれば、何れにせよ安芸郡役所が広島県庁から事前に連絡が行われていたであろう。というのは、明治二四年一〇月に福岡県の「篤農家」白石茂一郎の農事視察に対し予め広島県庁から亀太郎宛に「委細指示」方を依頼

されているように(6)、事前工作がなされているのである。このように各地の無名の「老農」の交流に際して、府県・郡市(町村)役所が介在していた点は注目しておいてよいと思われる。

(4) 農事講話活動(10・22・24・26) 三宅家では明治二三年に麦種子選別に際し塩水選を行っていたのが確認されるが、そうした新しい方法や農事視察の結果などを郡村の農談会で披露したものと思われる。明治二九年四月には亀太郎が安芸郡書記粟谷元吉より「(二八年度に―注)郡農会ニ於テ執行致候稲作試験ノ結果」および「種子塩水選其他農事上有益ノ事項」について談話するよう「郡長ノ命ニ依リ」依頼され、安芸郡内の牛田村ほか六カ村で講話を行っている(24)。

また惣次郎が蔬菜促成栽培の研究を進めていたことは前述したが、明治二八年一月に安芸郡山田村の農談会で野菜作の勸奨を行っている(22)のも注目される。

(5) 勸業博覧会等への出品活動(2・9・16・20) これは現在のとこ三例しか確認できていないが、明治一八年広島商工会主催の「芸備米麦外九品共進会」で高井鏡四郎とともに米において一等を受賞している(2)。また同二七年には、第四回内国勸業博覧会へ粳米(品種―白玉)、糯米(大束)、裸麦(豊年穂・六寸穂)、実綿(赤木小朝鮮)、大豆(八厘)を出品するについて幹島県知事に出願して許可をうけ、実綿で受賞している(16・20)。

また恐らく出品しなかったものと思われるが、明治二五年にはアメリカ合衆国で行われる世界博覧会へ出品しようと出願していた(9)のも注目されよう。

以上簡略ではあるが三宅惣次郎・亀太郎父子の多面的・精力的な農事活動の概略が確認しえたことと思う。そこでそうした活動の意義を

考えるうえでも注意しておくべき点を二―三あげておこう。

一つは、本節の最初に掲げた史料にあるように、明治二九年一月に広島県農会による農事講習会が安芸郡海田市町で開催された際に、三宅惣次郎が亀太郎以下三男まで率いて積極的に受講していることである。この講習会は、広島県農会が創立されるとともに招聘された静岡県出身の農学士山口泰次郎が明治二七年九月以来県内各地で行ってきた短期・普通農事の講習会であり、講習内容は恐らく近代農学の成果をふまえた稲作法・肥料論などであったと思われる。この時の講習会では三宅家四人の他に、安芸郡内で六一名が受講している。つまり多数の者ととともに、県農会―近代農学の指導に進んで服していった姿を示しているように思われるのである。この時点では、後述するように明治二八年度の安芸郡農会の委託試験を通して山口泰次郎県農会技師とすでに面識があったのであるが、なお進んで「教えられる側」へ身を置いてゆく点に、その名声が周辺地域のみにとどまる「老農」であるが故の近代農学に対する従順さとする意味の強靱さを感じない訳にはいかない。

二つに、たびたび触れてきたように、技術改良が稲作のみに収斂せず、とくに蔬菜作・葡萄作など多角的な方向を有していたことである。一般的に綿作凋落のち稲作モノカルチャー化してゆくのに比して、(軍都)広島市に対する近郊農業としての方向を採る先見性を有していたと言えるのではあるまいか。ことに葡萄については大正期後半から昭和初期にかけて「海田ぶどう」として全国的に名声を高めるまで発展するが、その端緒は三宅父子が切り開いたと評価できる(10)。

また『広島県農会報』五三号(明治三二年一月)に、「安芸郡海田

表2 苗代・本田の管理状況

1. 苗代・播種の状況	
・選種方法	水1斗に食塩1貫200目を混じた塩水（比重1.25） 7日間浸種
・苗代整地	前年11月30日鋤起 2月15日施肥（畝当干草10貫） 3月20日 “ （ “ 人糞3荷） 4月5日耕耘 播種前日耕耘，牛を用い馬鍬にて攪均
・播種	4月20日，坪当り3合 播種3日後 数時間排水 発芽後 5～6日に1度排水
2. 本田の耕耘・施肥・除草	
・紫雲英栽培	開花すれば刈取り，半分を撒布・打起す
・本田整地	6月初旬耕耘，引水，馬鍬にて地均 挿秧当日再び耕耘
・挿秧	6月20日，1株4本，坪当り36株
・施肥	（肥料試験区以外）反当り 菜種油粕 4貫950目…代価1円40銭2厘 大豆搾粕 8貫910目… “ 1円52銭3厘
・除草	7月7日 蟹爪打 7月16日 一番除草 7月25日 二番除草 8月10日 三番除草 計4回
・灌漑	植付後水を浅くし，2週間後5～6日毎に排水， その後晴天の日に務めて排水を行い温気を土中に 吸収せしめる。

市の老農「三宅惣次郎の「甘藷の早作り」方法の口授内容の紹介がなされている。そして続けて「猶愈実行せんとするに際し同氏の行へる現場を裏視するに於ては又言外の妙所あるべし」（傍点引用者）と記されている。この、経験上より得た実地の手際という意味においての経験的技術は、単に甘藷作のみではなく、三宅惣次郎の（あるいは亀

三 稲作試験に見える耕種技術

三宅惣次郎は明治二八・二九兩年度にわたって安芸郡農会から稲作

太郎も含めた）ひとつの水準であったと言えるのではなからうか。

表3 種類試験結果

品 種	「原産」	熟期	茎長		取穫月日	籾反収	籾重	石量	収穫等位	生育等位	備 考
			大	本							
宮 内	安芸郡	晩	3.07	23	11. 1	4.950	26.4	1	2		
三 国	沼田郡	〃	3.40	20	〃	4.920	25.6	2	5		
白 玉	奈良県	中	3.97	18	10.16	4.892	24.4	3	9		
武 井	京都府	〃	4.00	16	10.15	4.892	24.6	4	13		
関 取	群馬県	〃	3.42	16	〃	4.773	26.0	5	4		
政 岡	沼田郡	〃	4.89	18	10.24	4.770	26.1	6	8		
メ 張	〃	晩	3.81	21	11. 1	4.770	25.6	7	3		
富 錦	滋賀県	中	3.90	17	10.16	4.745	24.0	8	10		
八 重 穂	安芸郡	晩	3.07	14	10.26	4.740	24.4	9	15		
陸稲海田穂	〃	〃	3.61	16	11. 1	4.625	24.8	10	14		
瀬野四石	〃	中	3.89	17	10.26	4.620	24.4	11	11		
玉 錦	茨城県	〃	3.72	17	10. 7	4.590	22.4	12	12	有芒種	
福 山	鳥取県	〃	3.80	19	〃	4.570	22.4	13	7	有芒種	
御成所坊主	福岡県	〃	4.18	19	10.24	4.530	24.3	14	6		
福 岡	鳥取県	早	2.90	28	9.28	3.690	25.8	15	1	鳥害により減収	

(試験の目的) 「各地ニテ栽培セル種類中善良ノ聞ヘアル稲種子十五種ヲ集メ、肥培同一ニシテ各種類ノ適否・収穫^(ノ)マ多少・品位ノ優劣ヲ試ミントスル」

表4 肥料試験結果

肥 料	挿本 ^(ノ) の 数	茎長		籾反収	収穫等位
		大	本		
大 豆	4	3.97	22	5.170	1
菜種油粕	〃	4.01	19	5.105	2
飴 粕	〃	4.51	〃	5.079	3
米 糠	〃	3.51	21	4.929	4
人 糞	〃	3.91	26	4.920	5
餅 搾 粕	〃	4.18	24	4.774	6
牛 肥	〃	3.81	12	4.560	7
無 肥 料	〃	3.60	16	4.270	8

(試験の目的)
「現今農家普通慣用セル各種ノ肥料ヲ施シ、其稲作ニ及ボス効驗ヲ比較シ其優劣ヲ知ラントスル」白玉種を用う。各区1反につき金3円あたりに相当する量を元肥として1回に施す。

表5 挿秧株数・本数試験結果

坪当株数	挿本 ^(ノ) の 数	茎 長		籾反収	収穫等位
		大	本		
36株	2	4.33	17	4.740	1
	4	4.22	16	4.625	2
	8	4.22	18	4.620	3
42	2	4.26	15	4.442	5
	4	4.14	22	4.354	6
	8	4.01	22	4.591	4
56	2	4.02	11	4.297	7
	4	4.04	20	4.208	8
	8	3.85	19	4.170	9

(試験の目的)
「苗数株数^(ノ)ハ多少ハ稲ノ生育及ヒ収穫ニ如何ナル関係アルヤヲ試ミントスル」白玉種を用う。

表6 苗床播種疎密試験結果

坪当播種量	挿秧本数	茎長	茎数	籾反収
3合	4	4.16	22	5.318
6	〃	4.08	17	4.650

(試験の目的)

「苗床ニ種子ヲ播下スルニ疎密ノ両区ヲ設ケ、其發育ノ良否・収穫ノ優劣如何ヲ比較セントスル」 白玉種を用う。

表7 深淺耕耘試験結果

	挿秧本数	茎長	茎数	籾反収	1石量
在来より2寸深耕	4	3.93	23	4.44	25.0
在来の耕	〃	3.76	17	4.02	24.2

(試験の目的)

「深耕ト淺耕トハ稲ノ發育ト収量ニ如何ナル結果ヲ及ボヤヲ試験スル」 白玉種を用う。

表8 蟹爪打試験結果

	挿秧本数	茎長	茎数	籾反収	1石量
蟹爪打実施	4	4.82	20	4.74	25.4
蟹爪打非実施	〃	4.25	18	4.47	24.8

(試験の目的)

「蟹爪ヲ以テ稲株ノ間ヲ打チ起シ返耘セシメ、温熱空氣及ヒ上層ニアル肥料等ヲ下層ニ送り稲ノ吸収スルニ安カラシメ、蟹爪打ヲナシタル者ト然ラサル者ノ發育及収穫トニ如何ナル関係ヲ及ボスヤヲ目的ニ試験スルニアリ」

まず苗代準備・播種の過程であるが、種子選別に塩水選が用いられている。明治二三年麦種子選別に塩水選がなされていたことは前述したが、近代農学者横井時敬が唱導したこの方法は三宅家の耕種技術のなかにすでに定着していたと見てよいのではなからうか。播種量は坪当たり三合であり、当時一般的には六〜七合前後と思われるから相当薄蒔きであつて太苗の水準を実現していると言えよう。

つぎに本田の管理であるが、紫雲英(げんげ)すなわち緑肥の栽培が実施されており、挿秧についても坪当たり三六株四本植とかなり疎植であつて、まだ密植であつた当時の県内の状況からは先進的技術の部類に属するものと思われる。ただ耕耘については苗代も含めて牛耕である。つまりまだ短床犁は普及しておらず長床犁による牛耕の段階と思われ、表七の深耕試験においては備中鍬が使用されたと考えられる。また除草では、明治二〇年頃の回数が四回であるが、ここでは蟹爪(雁爪)打が行われているものやはり四回であり、明治後期に五〜六回に増加することを考えるなら除草回数における労働の集約化の点では移行しつつある段階と言えよう。しかし灌溉などにおいては、こまめに排水を行うなど当時の一般的な県内の本田管理よりは集約化の度が進んでいたと予想される。

試験を委託されている。明治二八年度試験については同年一〇月二五・二七日付『芸日』紙上から知られ、同二九年度については同家史料『勸業書類』に最終結果を整理したものから知ることができる。試験をするにあつて「三宅氏の所有地を選び試作地となした」が、とくに「山口農学士(県農会技師山口泰次郎一注)の指定に係る試験方法に基⁽¹⁰⁾」いて実施したという点が重要である。

ここでは比較的詳しい状況が知りうる二九年度試験の内容に立ちいって検討してみたい。

さて試験内容であるが、その方法はそれぞれ各区にわけ肥培条件を

同一にしたうえで品種や肥料の優劣を判定するという客観的・系統的なものであると言える。また単に収穫のみ見るのではなく生育状況・品位にも関心が払われ、例えば生育状況にしても茎の長さや莖数すなわち分葉の状況、葉の幅・籾の重量・秕籾の出方など数字によって表わしている。

そこで種類試験(表三)について見ると、「善良ノ聞ヘアル稲種子」として集められた一五種のうち、中稲で草丈の高い長稈種は八種(白玉・武井・政岡・富錦・瀬野四石・玉錦・福山・御成所坊主)と最も多く、これに次ぐのが晩稲の短稈種三種(宮内・三國・八重穂)である。「明治農法」における長稈穂重型↓短稈穂数型という図式からすれば、品種に対する対応はそう進んだものとは考えられない。また短稈穂数型も晩稲に一元化されているわけではなく早・中稲も一種ずつ使用されている。

ところで「明治農法」において典型的品種とされる多肥向き・多収性の晩稲穂数型である神力は、当時広島県下でも普及しはじめていたであろう⁽²⁰⁾、明治二五年に三宅家が行った早・中・晩稲比較試験でも神力が用いられているにもかかわらず、ここでは使用されていない。明治二八年度の稲作試験では陸稲神力が試験されていたものの、水稻種は両年度とも顧慮されていない。二八年度試験での種類試験以外の試験は晩稲穂数型の宮内が用いられているが、二九年度ではそれが酒造用極上等の大粒種で少肥向き・収量中程度、中稲穂重型である白玉になっていることからすれば、その理由は多収ではあるが必ずしも品質が上等ではない神力が敬遠されたとも思われるのである。このように品種の点においては必ずしも「明治農法」の水準に沿ったものとは言えないが、右の推測が正しければ、つまり県農会―郡農会―三宅家

ラインに多収より品質を優先する姿勢があったならば、それは明白に地主的利害を反映したものであると言えるだろう。そのことは、この地方で多収品種⇨神力が広汎に普及してゆく一方で品質がよく収量では神力に及ばない雄町(系)がやはり発展してゆく、その方向を示唆しているように思われるのである。なおついでながら述べておくと、この試験を通して経営収支の側面⇨採算性がほとんど無視されているようである。例えば前述したようないっその集約化に伴う労働生産性の低下⇨労賃支出の増加についても、反当労働力に関する記載が小さいところから考えて、考慮されていないと見て差支えないだろう。しかしこうした農業は、自家労働力投入によって労賃支出を抑え且つその余剰農労働力を農業外に回す自作中・下層や小作人層にとっては受け入れる余地がなかったものと推測される。その意味ではこの試験を行う三宅家が大地主であることも関わって、少なくとも自作上層以上にしかこの試験は意味を持たなかったのではあるまいか。

つぎに肥料試験(表四)では「佃^{あたい}廉なるを以て、本邦農家の需用漸々多きを加へ、本県下に於ても之を使用するもの少からざるに至⁽²¹⁾」った大豆粕が注目され、収穫結果でも好成绩を収めている。ただ大豆粕が「極端に近き偏窒素肥料なり」と知られる段階でありながら、試験は各区単一肥料を施し「稲作ニ及ボス効験」はどれがよいかという程度のものであり、肥料の組合せの良否、土壌の条件などは考慮されていない。また無肥料区以外は、各区一反につき三円あたりに相当する量を元肥として施し追施肥はおこなわれていない。

播種疎密試験(表六)・挿秧株数本数試験(表五)では、それぞれ薄蒔き・疎植の好成绩が確認され、また深耕・蟹爪打も試験(表七八)においてその効果を現わしている。

以上見てきたように、本試験を通してそれなりに客観性・系統性を備えていることは首肯できるが、それは前述したように県農会技師山口泰次郎の指示に基く試験方法の故であった。それ以上に県農会が立ち入ったかどうかは明らかではないが、何れにせよ県農会Ⅱ近代農学の知識と三宅家の経験的技術との合体によって当時の県内の一般的水準よりはかなり進んだ農業を実現していたということが出来る。ただ薄蒔き・疎植その他進んだ面を持ちながらも、乾田馬耕Ⅱ短床犁の導入という要件を欠き品種の面でも遅れを感じさせるなど全国レベルの先進技術の体系Ⅱ「明治農法」の理念型から見るとすれば、この時点では非常に跛行的な発展状況であったと言えよう。

四 結 び

第二・三節で見てきた限りでは、三宅惣次郎・亀太郎父子は県内でも先進的な農業を実現していたとは言え、とくに極立ったオリジナリティも持たず技術的にも跛行的な発展段階であり、その意味から果して「老農」範疇に含めることが妥当かどうかという疑問の生ずる余地もあると思われる。にもかかわらず三宅父子を「老農」に含めたのは、各地の「無数の無名の中小老農群」まで含み込んで「老農」範疇を考えた場合、三宅家レベルの者が多数いると思われるからである。そこでこうした一地方における無名の老農の視点から「老農」の基本的性格を考えるとすれば、技術上の立脚基盤は在来農法であるが、三宅父子の如く多面的な活動を通して新知識、自己の経験に基く知識を取り入れて技術を推進し、また普及にも務める点、ただし新知識は近代農学の、またはそれに基く知識(例えば塩水選など)であることを排除

しない点は少なくとも確認しておかなければならぬだろう。

はじめに述べた「近代的」農政の未確立に照応して老農が活躍したというのは基本的には正しいと思われる。しかし広島県の場合、系統農会の成立Ⅱ近代農学の体制的導入がただちに「近代的」農政の確立にはならなかった。この点の実証は他日を期さねばならないが、見通しの述べざるならば、むしろその知識が実地に展開するためにも経験的技術に習熟した三宅のような老農が必要不可欠であり、一応「指導」的立場に立ちつつも両者はまさに両輪の如き関係にあったと言わねばならない。片や老農においても、体系的な農学の知識はその技術の進歩上有益であったと思われる。

しかし「近代的」農政Ⅱ勸農体制は、例えば県農事試験場の整備を一つの要件として自立化Ⅱ確立していった。それが明治三〇年代半ばごろであり、それ以降そうした老農が一方的に切り捨てられていったのではあるまいか。明治三三〜四年ごろより三宅家の農事活動を知りうる史料・記事がほとんどといってよいほどなくなり、表立った活動をしなくなるのではないかと推測されるからである。

そうした点を含めて県・郡段階の勸農体制のあり方を、また技術の推進者であった三宅家が大地主であったことの意味を是非解明しなければならぬが、前述したように他日の機会にしたい。

注

- (1) 大田遼一郎「明治前・中期福岡県農業史」(『日本農業発達史』以下『日・発達史』と略記)第一巻別篇)五八九〜五九二頁。『日・発達史』第一編第一〇章(第三巻)二四五頁。

また近年においても飯沼二郎『日本農業の再発見—歴史と風

土から」(NHKブックス、昭和五〇年)第三章で同様の理解が示されている。

- (2) 『県・発達史』五二～六二頁。
- (3) 『県農業史』四二二～四三二頁。
- (4) 『広島県史』近代1三七二～三七五頁。
- (5) 『海田町史』資料編七六四頁所収。
- (6) 三宅家「年貢下札」宝曆一～寛政二年、および海田市千葉家文書「千葉家旧記」『海田町史』資料編六九七頁所収)付紙⑧。
- (7) 文化一一年「国郡志御編集」付下彈書出帳 安芸郡海田市「海田町史」資料編三〇六頁所収)。
- (8) 『広島県史』近代1三八二～三八四頁。
- (9) 『県農業史』三四六頁。
- (10) 『広島県農會報』五三頁。
- (11) 『広島県農會史』一四六頁、および講習内容は『広島県農會報』第九号「雑録」中の明治二九年五月改正の農事講習規則より類推した。同規則によれば第一期が肥料論―施肥の目的・各種肥料の性質・用法配合法等、稲作法―播種より收穫に至るまでの注意すべき要件、第二期が土壌論・肥料余論・作物論・植物学大意・畜産大意・農業経済大意・養蚕学となっている。
- (12) 椋芳三『郷土(海田)産業変遷史』第一巻参照のこと。なお同書では三宅伝次郎氏の言として、明治三三年に神戸よりはじめてぶどうを導入したとあるが、本文中で前述したようによりに明治二四年試験的にせよ葡萄作を行っている。
- (13) 『海田町史』資料編八〇七～八一四頁所収。

(14) 明治二八年九月七日付「芸日」。

(15) 当時安芸郡内の一般的な挿秧状況は明治二八年九月七日付「芸日」によれば一株の苗木数六～七本乃至は八本であった(株数は不明)。また山間部備北の当時奴可郡西城村農會の明治三〇年度稲作試験における「稲株疎密試験」では三六株・六四株・一〇〇株の三区に分けられており(『広島県農會報』第二四号)、安芸郡農會試験の三六株・四二株・五六株という数字と歴然たる差違を示している。ともあれ右のように三六株四本植が当時の県内でいかに進んだ技術であったかは十分予測しえよう。

(16) 「県農業史」によれば、広島県では特産和牛と長床犁との深い関係から長床犁が永く使用され、県内の先進地帯で短床犁が用いられるのが明治末～大正期であるという(四九二頁)。なお短床犁の導入は、その時期に始まった耕地整理による湿田の乾田化・田区改正を前提にしている(四八八頁)。

(17) 明治三三年『広島県農事調査書』「現況」。

(18) 「県農業史」三九五～三九六頁。

(19) 三好正喜氏は「明治農法」の集約的發展の内容を体系的に定式化されるなかで、稲品種においては長稈穗重型↓短稈穗数型、早稲↓中稲↓晩稲の發展系列を示された(近代日本農業生産力の展開について)『日本史研究』一八〇号)。これに対して今西一氏は「早・中稲穗数型への改良や早稲穗重型の多収品種への改良」などの多元的發展も予想されるとされている(農法論と近代日本農業史研究の課題)『歴史評論』三二六三号)。ただ長稈穗重型↓短稈穗数型の図式は、例えば明治末期農事試験場

畿内支場技師加藤茂苞も指摘していたと言われている(『日・発達史』第一篇第七章四四五頁) ように一般的に承認されているものであるうし、広島県でも県南部を中心に晩稲・短稈穂数型の神力が急速に普及している。ただ一方で同じ県南部を中心に神力について普及した品質のよい大粒種で晩稲・長稈穂重型の雄町(系)が少なくとも昭和初期までかなり作付されていたと言われている(『県農業史』第三章(二)、『県・発達史』第一八章第二・三節) ように、確かに一元的には処理できない。問題はそうようにあらしめる地域の農業のあり方を具体的に説明することであるが、その点は今後の課題にしたい。

(20) 『日・発達史』第一篇第六章三七〜三三〇頁の第三九表——大脇正諄による全国主要稲品種分布表(一八九九年)の広島県の項は、神力を筆頭に他一四種があげられている。

(21) 『広島県農会報』第三〇号、論説「大豆粕に就て」。

(付記)

小稿作成にあたり多くの方々の御指導・御協力を頂いた。

まず、安芸郡海田町の三宅千鶴子氏には史料の閲覧・利用の御快諾を頂いた。深く感謝したい。また同町教育委員会の百本哲郎氏、広島大学総合科学部佐竹昭氏、同大学文学部大学院生市田弘昭氏には様々な御教示・御協力を頂いた。深く感謝する次第である。さらに広島大学有元正雄先生には小稿作成の過程で御指導を仰ぎ、また四国学院大学岡俊二氏、広島大学谷山正道氏からも有益な御教示を頂いたが必ずしも十分に生かすことができなかつた。合わせて深甚の謝意を表したい。